

# 廻国供養塔データベース七訂版(2024/09/01)について

小嶋 博巳

はじめに	…… 1
1. 採録の対象	…… 2
2. 記録項目と記録方法	…… 3
1) 記録項目	…… 3
2) 形態の記録方法	…… 4
3) 銘文の配列方法	…… 5
4) 字体の取り扱い	…… 6
3. 収録データの概要	…… 7
1) 都道府県別・旧国別件数	…… 7
2) 年代別件数	…… 7
4. 2021年10月公表分（六訂版）からの補訂内容	…… 9
5. 利用にあたってのお願い	…… 9
謝辞	……10

## はじめに

廻国供養塔データベースは、日本各地に点在する廻国供養塔の情報を集積し、六十六部（日本廻国）の研究に資することを目的に、小嶋博巳と田中智彦（2002年逝去）が計画したものです。すでに2004年3月、科学研究費補助金の報告書（小嶋博巳『廻国供養塔データベースの構築と分析』平成13・14年度科学研究費補助金研究成果報告書〔研究課題番号13610369〕、2004）とともに公開し、さらにその後に6度、補訂版を公にしましたが、ここに、その後の補訂を加えて七訂版とします。データ総数は10,653件です。

以下、本データベースをご利用いただくにあたって必要な事項を記述します。

## 1. 採録の対象

廻国供養塔データベースは、六十六部の廻国巡礼に関連して造立された石造物すべてを対象として採録することを基本方針とします。廻国供養塔の語は、本来、廻国成就の供養の目的（およびそれに準ずる目的）で造立される石塔を指すべきものでしょうし、また実際に本データベースに収録される事例の大半はその範疇に属すとみることができますが、採録の方針としては対象をこれに限定せず、ひろく周辺の事例をも収集して、六十六部の実態と思想の究明に役立てたいと考えます。

具体的な採録基準は、以下のとおりです。

- (1)「六十六部」または「廻国」「回国」の刻字を碑面にもつものは原則的に採録対象とする。
- (2)ただし、「六十六部」の刻字があっても六十六部読誦や六十六部書写の供養塔であることが明白なものは除外する。
- (3)「六十六部」や「廻国」「回国」の刻字はもたないが「奉納大乘妙典」とある供養塔については、次の条件の一にかなう場合に採録する。
  - ①現状では判読困難ながら、「六十六部」「廻国」「回国」などの文字があったと推測される。
  - ②六十六部廻国にかかわることを示す出土物・文献・伝承などがある。
  - ③造立の中心的役割を果たしたとみなされる人物が「行者」などの肩書きをもつか他国の者で、廻国巡礼の実態がともなっていると判断される。
- (4)「六十六部」や「廻国」「回国」の刻字はもたないが、「奉納(経)神社仏閣供養」「神社仏閣納経塔」「日本大社順拝」など、多数の寺社への巡拝を謳う供養塔については、次の条件の一にかなう場合に採録する（ただし千箇寺詣での供養塔は除く）。
  - ①「大乘妙典」の文字があり、六十六部廻国との思想的連続が認められる。
  - ②「日本」「日域」「扶桑」「諸国」など全国規模の巡拝をおこなったことを示す文字をとまなうか、具体的に諸国の納経所を刻む。
  - ③巡拝の実践者とみなされる人物が他国の者である（すなわち一地域内での寺社巡拝ではないと判断される）。
- (5)以上に該当しない場合でも、出土物・文献あるいは口承の伝承によって六十六部廻国にかかわることが明らかなものについては採録する。

なお、採録データ中には、「六十六部」の文字を刻むものの、廻国巡礼ではなく、法華経六十六部の読誦あるいは書写の供養塔である可能性を残すものがあるが若干混在しています。しかし、現段階では個々についてそれを判別して除外することは困難で、本データベースでは、「読誦」「書写」と明記されていない以上、「六十六部」の文字を刻むものはすべて採録しておき、その識別は将来に俟つこととしました。

## 2. 記録項目と記録方法

### 1) 記録項目

本データベースでは、個々の廻国供養塔について、①造立年、②市町村コード、③所在地、④立地、⑤緯度・経度、⑥形態、⑦総高、⑧像容、⑨銘文、⑩備考、⑪文献・調査、⑫SEQの12項目を記録しています。ファイルの形式は、汎用性・利便性を考慮してCSV形式（1件を1行とし、1項目ずつカンマで区切るテキスト・ファイル）としました。

各項目の記録方法は以下のとおりです。

①造立年……碑面の紀年銘を造立の年とみなして記録します。厳密に言えば、紀年銘は供養の年であったり廻国者の没年であったりして、石塔の造立はそれに遅れるケースも少なくないでしょうが、その点は不問に付します。複数の紀年をもつ石塔では、原則としてより後年の紀年を採用します（ただし、それが後刻と考えられる場合にはこの限りではありません）。銘以外から造立年が推測される場合は「〇〇カ」とします。元号のみ判読できる事例は「〇〇年間」とします。年号は、データ処理の便宜を考慮して西暦を優先し、そのあとに括弧書きで和暦を補います。

【例】1754（宝暦4） 1772（明和9） 1800（寛政12）カ 1818～30（文政年間）

②市町村コード……所在地について、総務省が定めている5桁の全国地方公共団体コードを入力します。所在地にもとづく並べ替えの便宜を考えてのことです。

③所在地……石塔の現在地を、市町村内の町名・大字レベルまで、可能であれば地番または字（または大字の下の集落名）まで記録します。町名・大字と字・集落名のあいだには、判読しやすくするために半角スペースを入れます。ただし「〇〇町〇〇」「〇〇字〇〇」などとなる場合はこの措置はせず、そのまま続けます。

【例】徳島県板野郡板野町大坂 西谷 福島県福島市大笹生字薬師原 岡山県玉野市八浜町八浜

④立地……石塔の現在地の環境を記録します。とくに記述のルールは定めず、廻国供養塔がどういう場所に立つかという立地条件を知るために、また現地で実査する際の手掛かりとなるように、有益と思われる情報を加えます。

⑤緯度・経度……所在地の緯度・経度を、10進法で小数点以下5桁まで示します。世界測地系（WGS84）です。Google マップ（航空写真・ストリートビュー）を利用した確認ですので、精度が高いものではありません。さらに、おおむねこの辺り、という程度の数値については「概値」としてあります。この項目は五訂版から加えたもので、七訂版で判明しているのは全体の20%にとどまります。

なお、一次資料（石造物調査報告書・市町村史等）に「〇〇〇〇氏宅前」「〇〇家宅地内」などある事例について緯度・経度が確認できた場合には、データベース上の立地の項は「路傍」「民家宅地内」などに変えて個人名は伏せました。一次資料に遡及する場合、ご注意ください。

⑥形態……石塔の形態上の類型を示します。これについては後述します。

⑦総高……石塔の総高をcmで記録します（ただし単位はつけません）。石造物研究の領域では通常、台石を含めずに塔身のみを問題にするようですが、ここでは大きさの見当をつけることを目的に、

総高を原則とします。

⑧像容……丸彫り、半肉彫り、陰刻を問わず、仏等の像が刻まれていればその尊容を記録し、坐像・立像の別を記します（半跏像・椅像は坐像に含めます）。これが無いことが明らかな場合は「なし」と明記します。なお、廻国供養塔には、仏像ではなく、笈を負った廻国行者自身の姿を刻む例もあり、それもここに記載します。

【例】地蔵（坐像） 地蔵（立像） 如意輪観音（坐像） 廻国行者

⑨銘文……石塔各面の銘文を記録します。鐫刻面ごとに、刻字を読む順番を想定して1行の文字列で表現する方法をとります。その具体的な配列方法や字体の取り扱いについては後述します。

⑩備考……データに関する注記や付随する情報を記録します。供養塔にまつわる伝承、祭祀、場所の移動、情報源によるデータの異同等はここに記録します。

⑪文献・調査……情報源を記録します。データを文献から採録した場合は、利用者が原文献にあたって確認しやすいように、書誌情報は完備するよう努めています。実査による場合は、調査者の氏名を入れて「〇〇〇〇調査」とします。web情報の場合は、URL、タイトル、発信者（判明する場合）のほか、最終アクセス日を記録します。

なお、文献の编者・発行所の「教育委員会」は「教委」と略しました。また、文献の該当ページの表記は、複数ページにわたる場合も「pp.」は用いず、すべて「p.」としました。

⑫SEQ……各供養塔に与えた固有番号（通し番号）です。6079まで（2004年3月公表分）は所在市町村（2004年2月29日当時）の市町村コード順かつ造立年順に振っています。6080以降は入力順に振ってあります。

## 2) 形態の記録方法

前記⑥は当該供養塔が属す形態上の類型を記録するものですが、収録データの大半を占める近世の石造物については、ひろく支持を得た類型呼称が確立しているとは言いがたい状況です。本データベースでは、基本的な類型呼称を以下のように設定し、可能な限り統一をはかることとしました。

①駒型……頂部が将棋の駒のように左右から中央に向かって山形に尖るもの。背面が荒削りで断面が舟形を呈するものと、両側面・背面とも平滑に加工されて断面が矩形をなすものがありますが、ここではすべて駒型の呼称で統一します。ただし、塔身正面を長方形に縁取って彫りくぼめ、かつ塔身上部を顎状に突き出させてその下端を半円形に彫り込んだものは、中世の板碑との系譜関係を想定して板碑型と呼ぶことがあり、その形状をとることが明らかなものについてはこの呼称に従います。

②光背型……塔身が光背となり、その正面に仏像を半肉彫りしたもの。舟型光背の形をとるものが多く、舟型とも呼ばれますが、“舟”型とは言いがたい形状のものも若干存在しますので、ここでは光背型とします。なお、舟型光背の形をとりながらも仏像を刻まない文字塔もここに含めます。

③楯型……角柱状もしくは板状の石塔の頂部左右が弧を描き、楯状ないし蒲鉾状を呈するもの。蒲鉾型、隅丸角柱などとも呼ばれるものです。正面に輪郭をとって中を彫りくぼめたものを箱型と呼ぶこともあります。ここでは区別しません。

④角柱……断面が矩形の柱状のもの。このうち、頂部が四辺から中央に向かって尖り四角錐をなす

ものはとくに山状角柱、また皿を伏せたように丸く盛り上がっているものは頭丸角柱とします。それ以外の頂部をもつもの（頂部が平坦なもの、台状に造り出されたもの等々）、および頂部の形状が判然としないものはすべて角柱とします。いわゆる隅丸角柱は櫛型（上記③）として扱います。

⑤笠付型……石柱の頂部に笠を付けるもの。唐破風の有無がありますが、ここでは区別はしません。角柱に笠を載せるものがほとんどですが、一部に円柱や六角柱のものもあります。

⑥丸彫型……仏像を丸彫りしたもの。銘文は台石（基礎）に刻まれるのが通例です。坐像・立像の別も含めた像容については、像容の項目で明記します。

⑦自然石……自然石に銘文を刻んだもの。礫塊状の自然石をそのまま用いたものと、割って板状にしたものがあり、さらに鐫刻面を火灯形などに整形したものがありますが、すべて自然石とします。

⑧その他……中世以来の定型的な塔形、すなわち五輪塔・宝塔・多宝塔・宝篋印塔・無縫塔・石幢・板碑などの名称はそのまま用います。独自の意匠をもつものは雑型として、（ ）内に説明を加えることもあります。その他、円柱・六角柱・灯籠・水盤などの語を適宜使用します。

文献に記された類型呼称が実際にはどのような形態を指し示しているのか判断できない場合には、記載された呼称をそのまま（ただし「 」を付して）記録しています。

### 3) 銘文の配列方法

銘文（記録項目⑨）は、碑面の字句を実際に読む順番を想定して並べ、記録します。「実際に読む順番」というのは、機械的に碑面の右からではなく、主銘文→脇銘文という具合に、文字の位置や大きさあるいは続き具合を判断して、主要な部分から読んでゆくことをいいます。さらに以下のルールを設けます。

①鐫刻面は、各面の銘文の冒頭に〔正面〕〔右〕〔左〕〔裏〕あるいは〔台石正面〕などを付して表します。依拠した文献が鐫刻面を明記していない場合は省きます。

【例】〔正面〕奉納大乘妙典日本廻国供養塔 〔右〕寛政七卯天四月吉日 〔左〕願主当村茂左エ門

②種子は丸括弧に入れてカタカナで表現します。日輪・月輪を彫り出している場合も、同様に括弧に入れて表します。

【例】(バク) (キリーク) (キリーク・サ・サク) (日輪・月輪)

③語句の区切りには原則として全角スペースを入れます。

④ただし、修飾・被修飾関係にある語は、実際には分かち書きされていてもスペースを入れずに続けて記録します（判読の便宜を考慮し、適宜、半角スペースも併用します）。

【例】願主山田村作治郎 （分かち書きされていても「願主 山田村 作治郎」としない）

⑤碑面の左右に振り分けられることの多い紀年銘も、同一面であればスペースを入れずに続けて記録します。

【例】文政十丁亥四月吉祥日

⑥並列関係にある語は中黒(・)でつなぎます。

【例】天下和順・日月清明 七左エ門・清五郎 くま・なか・そよの

⑦肩書（世話人・脇願主など）が複数の人名にかかる場合、その範囲を示すために、コロン(:)を

加えます。

【例】脇願主：肥前島原好右衛門・当国倉敷百太郎（脇願主の肩書が好右衛門・百太郎の両名にかかっていることを示す）

⑧女性名が漢字で表記されている場合には、検索上の便宜を考慮して（ ）に読みを補います。

【例】多計(たけ) 伊曾野(いその)

⑨丸彫型・光背型以外で彫像をもつ場合は、銘文中の適宜の位置にその旨を挿入します。

【例】〔正面〕（地蔵坐像陽刻）奉納大乘妙典六十六部日本回国 天下和順・日月清明……（正面の主銘文の上に地蔵坐像が陽刻されていることを示す）

⑩文献に記録された銘文に不審がある場合には、入力ミスでないことを示すために「(文献のママ)」を付します。これに対して「(ママ)」は、判読（写真によるものを含む）した碑面の刻字のとおりので意で小嶋が付した注記、または文献自身が付している注記です。

ただし、以下のような明らかな誤読・誤植は、訂正して入力した場合があります。

【例】干時 → 于時 乙己 → 乙巳 上列 → 上州（州の異体字「殍」の誤読または誤植）  
包国 → 回国（回の異体字「回」の誤読または誤植）

⑪ 経文の一節や、多人数にわたる村方の人名、戒名等は、その旨を注記して省略した場合があります（廻国者の人名は省略しません）。

⑫ 三尊の種子は、その配置が確認される限りは、上・右・左の順で読んでいます。したがって、「(キリーク・サク・サ)」は、勢至が右、観音が左となる配置を意味します。

⑬ 半肉彫り像をともなう光背型（舟型）の光背部正面の銘文については、（像上）（像右）（像左）を付してその位置を示した場合があります。

⑭ 文献の表記からは刻字の配列や字句のつながりが判然としない場合、その旨を断って単純に右行→左行の順に読んで字句を並べた場合があります。その際には、碑面上の改行とみなされる箇所は』で示しました（」／などは文献自体が用いている記号です）。

#### 4) 字体の取り扱い

銘文の文字は、検索の便を考慮し、すべて通行の字体に統一して記録します。具体的には、以下の方法によります。

① 当該文字が常用漢字表に字体をもつ場合には常用漢字の字体を用います。

【例】乗 → 乗 國 → 国 當 → 当 穰 → 秋 萬 → 万

② 当該文字が常用漢字表にはないが人名用漢字別表に字体をもつ場合には人名用漢字の字体を用います。同別表に複数の字体が採用されている場合（弥／彌、曾／曾、遙／遙など）には、出版物等によりひろく使用されていると考えられる字体を用います。

【例】卯 → 卯 脇 → 脇 讚 → 讚 嘗 → 嘗 巖 → 巖

③ 当該文字が常用漢字表にも人名用漢字別表にも字体がない場合には、いわゆる康熙字典体（本字あるいは正字と呼ばれる字体）とします。

【例】祀 → 祀 祠 → 祠 籠 → 籠 竈 → 竈 鶯 → 鶯

④人名用漢字または康熙字典体（本字・正字）で記録すべき字であっても、現行JIS（JIS2004）の第2水準までに俗字・略字の字体しかないものについては、JIS字体を用います。

【例】驛 → 驛 禱 → 禱 軀 → 軀 焰 → 焰 繡 → 繡

⑤碑面上の字体もまたその異体字もJIS第2水準までに含まれていない文字、および何の異体字なのか判然としない文字は●とし、可能な限り、そのあとに括弧書きで説明を付します。Unicodeが当該字体をもつ場合は、そのコードを示します。

【例】臆 → ●(こごとへん+意) 徧 → ●(行にんべん+扁、Unicode:U+5FA7)

閱 → ●(阿しゅく如来のしゅく、Unicode:U+95A6)

⑥「廻国」「回国」、「兵衛」「兵エ」「兵エ」、「次郎」「次良」などは字体の相違ではなく字の相違なので、区別して記録します。

⑦判読できない文字は□とします。字数が明瞭でない判読不能部分、すなわち印刷物では□□□□□□□□を用いる箇所は、この記号がJIS第2水準までに含まれないので、[ ]（シフトJISコードは5B, 5F~5F, 5D）で代用します。

⑧完全には判読できないが推測可能な文字、すなわち印刷物では□のなかに文字を入れて因などとして表す部分は、□のあとの( )に推測される文字を補います。なお、それが人名の一部などの場合は、( )に可読部分も補って検索の便宜を図ることとします。

【例】大乘圖典 → 大乘□(妙)典 圖作 → □作(喜作)

### 3. 収録データの概要

#### 1) 都道府県別・旧国別件数

本データベースに収録した10,653件の都道府県別件数および旧国別件数は表1・表2のとおりです。東日本（静岡・長野・新潟以東）と西日本（愛知・岐阜・富山以西）の比はほぼ2:1です。

#### 2) 年代別件数

10,653件の90%にあたる9,616件について、紀年銘等によって造立年代が判明します（一部、銘文外からの推定を含みます）。10年ごとに区切った年代別の件数は図1のとおりです。「1760」年代は1761年（宝暦11）～1770年（明和7）を意味します。

14世紀の登場、18世紀初頭の大量出現と19世紀半ばまでの盛行という年代的な推移の状況は、これまでの公開時のデータと大きな相違はありません。1700～1860年代（すなわち江戸時代中・後期）の造立件数が97%を占めることも、これまで同様です。

表1 収録データの都道府県別件数

県名	件数	群馬	556	長野	1,039	和歌山	46	福岡	29
北海道	1	埼玉	827	岐阜	205	鳥取	365	佐賀	13
青森	48	千葉	1,313	静岡	200	島根	80	長崎	44
岩手	119	東京	390	愛知	111	岡山	578	熊本	25
宮城	123	神奈川	302	三重	129	広島	308	大分	116
秋田	94	新潟	497	滋賀	24	山口	159	宮崎	116
山形	176	富山	15	京都	103	徳島	140	鹿児島	2
福島	157	石川	15	大阪	86	香川	223		
茨城	606	福井	56	兵庫	358	愛媛	133		
栃木	397	山梨	256	奈良	33	高知	40	計	10,653

表2 収録データの旧国別件数

旧国名	件数	伊豆	77	出羽	261	石見	39	伊予	133
山城	39	相模	192	若狭	7	隠岐	2	土佐	40
大和	33	武蔵	1,319	越前	49	播磨	93	筑前	9
河内	32	安房	301	加賀	8	美作	200	筑後	8
和泉	17	上総	344	能登	7	備前	48	豊前	42
摂津	55	下総	832	越中	15	備中	330	豊後	86
伊賀	4	常陸	450	越後	242	備後	245	肥前	57
伊勢	105	近江	24	佐渡	255	安芸	63	肥後	25
志摩	1	美濃	185	丹波	45	周防	94	日向	116
尾張	24	飛騨	18	丹後	39	長門	65	日向	1
三河	87	信濃	1,041	但馬	208	紀伊	65	薩摩	1
遠江	55	上野	556	因幡	235	淡路	19		
駿河	68	下野	397	伯耆	130	阿波	140		
甲斐	256	陸奥	457	出雲	39	讃岐	223	計	10,653

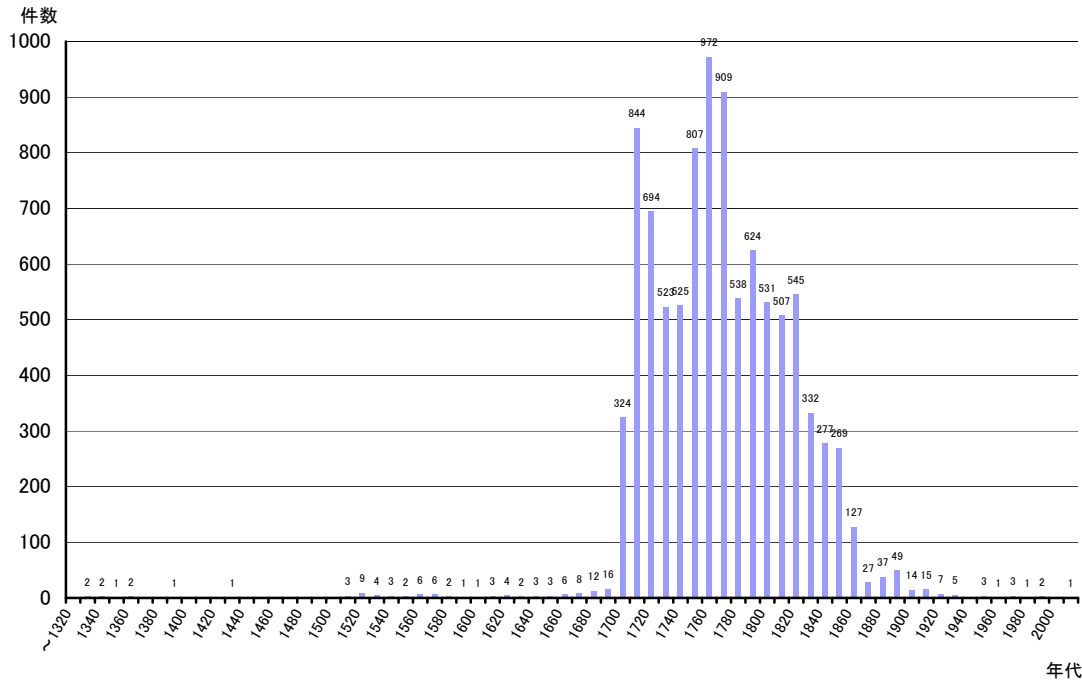


図1 収録事例の年代別造立件数 (造立年代の判明する9,616件につき)



## 4. 2021年10月公開分（六訂版）からの補訂内容

### 1) 追加

267件をあらたに追加しました。SEQ 10414～10680が該当します。

### 2) 削除

4件を削除しました。理由は以下のとおりです。これらのSEQは欠番としています。

SEQ 1419（川越市）……………1416と同一事例と判断

4087（東近江市）……………4086と同一事例と判断

4079（湖南市）……………4078と同一事例と判断

5757（東かがわ市）……………5756と同一事例と判断

なお六訂版までに、以下のSEQの事例を削除し、欠番としています。欠番は都合27件です。

20・249・340・1407・1639・2091・3298・3607・3798・4015・5072・5088・6146・6148・6347・6362・  
6443・6498・7213・7266・7301・8179・9450

### 3) データ内容の修正

新情報の入手、追調査・再調査、資料の見直し等によって、302件のデータ内容を修正・補完しました（緯度・経度情報の追記分は含みません）。

## 5. 利用にあたってのお願い

本データベースは言うまでもなく二次資料です。ご利用いただくにあたっては、その限界を十分ご理解の上、お使いくださるようお願いいたします。

とくに「銘文」の項は、すでに2004年の科研費報告書でも述べたように、データの再現性に大きな問題を抱えています。本データベースでは、供養塔の二次元の碑面に刻まれた銘文を記録するにあたり、それを読むことを想定して一次元の文字列に置き換える方法を採用しました。つまり、「銘文」の項目は、供養塔の碑面や文献の記載そのものではなく、あくまでもデータベース作成者（小嶋）がそれらを「読んだ」結果にすぎません。そこでは、他のいく通りもの読み方の可能性が捨象されていることがあります。もとより、誤入力の危険とも無縁ではありません。個々の事例を立論の根拠とするような場合には、かならず一次資料に遡及して確認してください。

本データベースは、可能な限り、補訂を続けてゆきたいと考えます。未収録の事例や、収録データの不備・誤謬について、ご教示いただければ幸いです。

## 謝辞

当データベースの作成・補訂には、構想以来、非常に多くの方々にご教示・ご協力を賜っております。お名前は網羅しきれず、たいへん失礼をいたしますが、心より感謝申し上げます。

なお、六訂版から七訂版への改訂にあたっては、とくに青森県在住の石ヶ森(今野)沙貴子氏にはご調査のデータならびにSNS上のデータについて非常に多くのご教示をいただき、同氏を通じて宮城県の横田竜巳氏からも大量の実査データをご提供いただきました。早川正司氏(千葉)、吉平裕美氏(京都)、立石憲利氏(岡山)からも引き続きご教示にあずかっております。とくに記してお礼申し上げます。